

浄水方法最適化実験調査検討委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 埼玉県企業局が実施する浄水方法最適化実験調査を進めるに当たり、幅広く専門的な見地からの意見を聴取するため、「浄水方法最適化実験調査検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものである。

(組 織)

第2条 委員会の構成員(以下「委員」という。)は、学識経験者等から水道担当部長が依頼する。

- 2 委員会は4名の委員で組織する。
- 3 委員会に委員長を置く。
- 4 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の業務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実験計画に関すること
- (2) 調査結果の評価に関すること
- (3) 最適な浄水方法の選択に関すること

(会 議)

第4条 会議は、原則として各年度2回開催する。

- 2 委員長は、必要に応じて会議を開催することができる。
- 3 会議の定足数は、4分の3とする。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決する。なお、賛否同数のときは委員長が決する。
- 5 委員長は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。
- 6 会議は原則として公開とする。

(庶 務)

第5条 委員会の庶務は、企業局水道業務課において処理する。

(任 期)

第6条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、その都度委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月31日から施行する。

浄水方法最適化実験調査検討委員会名簿

(五十音順)

区 分	氏 名	現 職
学識経験者 委員長	伊藤 雅喜	国立保健医療科学院 水道工学部水道計画室長
学識経験者	鎌田 素之	関東学院大学工学部准教授 社会環境システム学科
学識経験者	長岡 裕	東京都市大学工学部教授 都市基盤工学科
学識経験者	西野 二郎	(社)日本水道協会工務部水質課長

以上 4名